

流山市広報協力員に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、流山市が発行する「広報ながれやま」及び市ホームページ等の広報活動の充実を図ることを目的とし、市民等から流山市広報協力員（以下「協力員」という。）を募集するために必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 協力員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 広報活動に対し、年4回程度行う意見聴収などで提言すること。
- (2) その他市の広報活動に関し、必要と認められる事項に対し協力すること。

(協力員の募集)

第3条 協力員は、次の全てに該当する者から事務局で募集する。

- (1) 市内在住、在勤又は在学する者
- (2) 広報活動に関心を持ち、かつ、積極的に協力できる者

(定数)

第4条 協力員の定数は、10人程度とする。

(任期)

第5条 協力員の任期は、就任の日からその日の属する年度の末日までとする。

(報酬)

第6条 協力員への報酬は、無報酬とする。

(秘密の保持)

第7条 協力員は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報)

第8条 協力員に応募があった個人情報は、厳重に管理し、協力員への意見徴収等の目的以外に使用してはならない。

2 前項の規定により取得した個人情報は、協力員の任期終了後3年目に速やかに削除するものとする。

(事務局)

第9条 協力員に関する事務局は、総合政策部秘書広報課に置く。

別記 削除

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(準備期間)

2 この要領の施行後、最初に募集する協力員の広報のための手続その他規則を施行するため必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。